



平成 29 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 日本コピカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山根 祥弘
(コード：7891、ジャスダック)
問合せ先 常務取締役管理部長 塚田 和男
(TEL. 03-6850-0261)

取締役・監査役との責任限定契約に関する定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第 25 条(取締役の責任免除)及び第 37 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第 25 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 25 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 25 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役を除く)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

<p>第 37 条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 37 条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 (予定)

以 上